

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業	
事業番号	A-4-1	事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度	総交付対象事業費	134,680 (千円)	
事業概要				
<p>東日本大震災復興等による埋蔵文化財の発掘調査に対応する。</p> <p>事業内容：復興に伴う公共事業の事前調査、個人住宅建築や民間事業等にかかる試掘調査・本調査・資料整理・報告書作成</p> <p>なお、当該事業は「宮古市東日本大震災復興計画」P33 に以下のとおり記載されているところ。</p> <p>(1)すまいと暮らしの再建 ⑥生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承</p> <p>●文化財の保存・継承のための調査の迅速化</p> <p>埋蔵文化財の保存・継承のための調査件数の増加に対応するとともに、迅速な調査を行うため、調査体制の強化を図ります。また、市のみでは迅速な調査に対応しきれないことが想定されることから、必要に応じ、国や県に対して支援を働きかけます。</p>				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
<p>東日本大震災の津波等により被災した市民や民間事業者のなかには、市の復興事業の実施を待たずに自主的に高台等に移転する動きがあり、平成 23 年度は非常勤調査員の増員や事業費の増額を行い対応してきた。</p> <p>今後もこのような個人や民間事業に伴う発掘調査の更なる増加が見込まれるため、復興交付金事業としての事業推進をはかり、市民の要望に迅速に応えることとしたい。</p> <p>なお、他の復興交付金基幹事業等で発掘調査（本調査）が必要となるものについては、それぞれの事業にて経費を積算することとしている。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	宮古市広域総合交流促進施設整備事業		
事業番号	C-2-1	事業実施主体	市		
交付期間	H23~H24	総交付対象事業費	633,909 (千円)		
事業概要					
<p>津波により施設が半壊する等著しい被害を受けた本施設は、宮古市のみならず宮古広域地域における交流拠点施設として機能し、特産物や地域産直組合による産直販売等市民や観光客に大きな利便を提供してきた。当地域の経済活性化を図るためにも、復旧整備事業を実施するもの。</p> <p>※宮古市東日本大震災復興計画基本計画 49 ページ「⑦観光の復興・再生」●観光施設等の復旧に基づく事業</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により発生した津波により、本施設が位置する鍬ヶ崎地区は、家屋の流出など大きな被害を受け、本施設も 2 階部分まで浸水した。本施設は国道 106 号線と 45 号線の結節点に位置し、地域間交流拠点施設として機能してきた。今後、市の復興を図るにあたり、交流人口の拡大による地域経済の活性化は不可欠であり、その中心的な機能を有する施設の復旧を図るものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	観光客誘客促進事業	
事業番号	◆C-2-1-1	事業実施主体	市	
交付期間	H24~H27	総交付対象事業費	286,131 (千円)	
事業概要				
<p>震災による地震や津波により大きな被害を受けた当市は、観光客の入込数が大幅に落ち込んだ状況となっている。復興に向け、観光客の誘客を図り、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図ることは重要な取り組みであることから、誘客促進に向けた事業を実施するもの。</p> <p>・海水浴場整備事業 ・市内周遊ボンネットバス運行事業 ・宮古もてなしプラン事業 ・観光イベント開催支援事業 ・体験型観光推進事業 ・復興情報発信事業</p> <p>※宮古市東日本大震災復興計画基本計画 49 ページ「⑦観光の復興・再生」●観光施設等の復旧に基づく事業</p>				
東日本大震災の被害との関係				
<p>平成 23 年における本市の観光客入込数は約 33 万人であり、震災の影響により、前年比で約 3 割と大幅に落ち込んだ状況となっている。本市の復興を図る上で、観光客誘客促進による交流人口の拡大は、地域経済の活性化にとって重要な取り組みである。このため、海水浴場の再開や、体験型観光の推進による新たな観光資源の創出に努めると共に、観光客受入体制の整備或いは全国に向けた復興情報の発信等に取り組む必要がある。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				
なし				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-2-1
事業名	宮古市広域総合交流促進施設整備事業
直接交付先	市
基幹事業との関連性	
<p>宮古市広域総合交流促進施設は、地域間交流拠点施設として、特産物や産直物産の展示販売や、地産地消を目的とした食材提供機能を有し、本市のみならず宮古地域の交流拠点としての役割を担っているもの。本事業の取り組みにより、本市への観光客誘客を促進し、交流人口の拡大を図ることにより、地域間交流の拠点施設である宮古市広域総合交流促進施設の利用増加が図られ、整備事業の効果が促進されるもの。</p>	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	浄土ヶ浜地区環境整備事業		
事業番号	◆C-2-1-2	事業実施主体	市		
交付期間	H 2 4 ~ H 2 6	総交付対象事業費	48,706 (千円)		
事業概要					
<p>浄土ヶ浜園地内の車道について、東日本大震災による地震により法面が崩落した個所があることから、あらためて調査の上危険個所の改修を行うと共に、新たな避難路の取り付けを行う。</p> <p>※宮古市東日本大震災復興計画基本計画 49 ページ「⑦観光の復興・再生」●観光施設等の復旧に基づく事業</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災における地震により、浄土ヶ浜園地内の車道法面が崩落したもの。浄土ヶ浜は、本市の観光の中心地であり、年間約 60 万人もの観光客が訪れることから、あらためて車道危険個所の調査を行い、改修を実施することにより、観光客の安全確保を行う必要がある。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-2-1
事業名	宮古市広域総合交流促進施設整備事業
直接交付先	市
基幹事業との関連性	
<p>本事業においては、浄土ヶ浜園地内の車道の整備を図ることにより、車両が現在より安全に且つ快適に通行できるように整備を図るもの。本道路は、宮古市広域総合交流促進施設につながる県道浄土ヶ浜線及び市道前須賀日立浜線への導入路となっている。宮古市広域総合交流促進施設は、浄土ヶ浜近隣エリアにおいて、浄土ヶ浜と並ぶ中心的な観光施設であり、本事業による道路整備により、宮古市広域総合交流促進施設の利用増につながり、整備の効果促進が図られるもの。</p>	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産加工流通振興タイプ)	
事業番号	C-7-1	事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度	総交付対象事業費	6,153,750 (千円)	
事業概要				
<p>震災により甚大な被害を受けた水産業において、市が策定する復興計画に基づく水産加工流通施設 (水産物荷さばき施設、冷凍・冷蔵施設、水産物加工処理施設、水産廃棄物処理施設等) について、公募により、民間団体等 (法人企業も含む) の整備を国及び市が支援することにより、地域水産業の復興を図る。補助率 7/8 (国 4/8、市 3/8)</p> <p>公募要件は、①市が策定する復興計画に基づく水産物加工流通施設を整備予定であること、②事業開始から 5 年後までに、加工・販売する商品の原材料となる岩手県産水産物について、仕入れ金額の 50% 以上 (宮古市産水産物については 30% 以上) を安定的に調達すること、③ HACCP 対応施設であること、④市民の雇用が促進されること等であり、市が公募のうえ支援先を決定する。</p> <p>なお、当該事業は、『宮古市東日本大震災復興計画【基本計画】』で次の位置づけがされている。</p> <p>(2) 産業・経済の復興 ③水産業の復興</p> <p>●流通加工体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・魚市場の復旧はもちろん、製氷施設、冷凍・冷蔵施設及び水産加工施設の復旧は、地域経済の復興のみならず漁業の再生に不可欠な要件です。生産部門と水産加工業も含めた流通加工部門の一体的な早期復旧を支援します。(42 ページ)</li></ul>				
東日本大震災の被害との関係				
<p>市の水産加工流通施設の多くが、宮古港周辺と街全体が壊滅した田老地区 (水産加工団地) の海岸部に立地しているため、大津波により 8 割の水産加工流通施設が被災し、甚大な被害を受けた。宮古市魚市場は、震災後 1 ヶ月後の 4 月 11 日に再開されたが、冷凍庫・冷蔵庫や水産物加工流通施設の不足等により、平成 23 年は 9 月以降が漁期となるサンマの水揚量は前年比の 62% に留まったことから、水産加工流通施設の整備が地域課題となっている。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	水産経営復興対策事業
事業番号	◆C-7-1-1	事業実施主体	宮古市
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度	総交付対象事業費	400,000 (千円)
事業概要			
<p>水産物の水揚増大により水産業の復興を果たすには、鮮魚出荷中心だった流通加工体制を高次加工中心へと進化させていく必要がある。</p> <p>そのために必要な設備の増設について、水産加工流通業者に対し市が策定する復興計画に基づく①生産効率化、②さけ加工品の高度化、③いか加工品の高度化、④最終加工品製造、⑤CAS凍結技術導入の事業を公募し、事業費の2分の1を限度として補助金を交付する。</p> <p>市の水産加工流通業者が、生産の効率化や高次加工化に取り組むことによって、市の水産物の販売力が強化され、さらなる受入体制の拡充につながることから、公益性が認められる事業である。</p> <p>この事業は、東日本大震災復興計画【基本計画】42 ページに掲げる「流通加工体制の整備」において、復興交付金事業の基幹事業である水産業共同利用施設復興整備事業（水産加工流通振興タイプ）による施設整備とともに、対策の中心となるものである。</p>			
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください			
東日本大震災の被害との関係			
<p>水産加工流通施設の多くが宮古港をはじめとした漁港周辺立地していたため、大津波により甚大な被害を受けた。</p> <p>しかし、各漁協の復旧への取り組みは早く、定置網は年内に再開を果たし、生産量日本一を誇る養殖ワカメは被災から1年を待たずに収穫が始まった。また、いち早く操業を再開した宮古市魚市場の動きが呼び水となり、加工流通業界も再起に向けて早くから動き出している。</p>			
関連する災害復旧事業の概要			

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-7-1
事業名	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産加工流通振興タイプ)
直接交付先	市
基幹事業との関連性	
<p>水産業の復興を果たすため、水揚量の増大に取り組む必要がある。そのためには、鮮魚出荷中心だった水産加工流通体制を生産の効率化や衛生管理が整った高次加工中心へと進化させていく必要がある。水産物の水揚増大は、それだけの受入体制があって成立するものであり、販売力の強化は水産業共同利用施設復興整備事業の効果促進には必要不可欠な事業である。</p> <p>復旧が進む生産部門に遅れを取らないように、水産加工流通部門についても取組みを進める必要がある。</p>	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	産業復興総合支援事業
事業番号	◆C-7-1-2	事業実施主体	宮古市
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度	総交付対象事業費	79,172 (千円)
事業概要			
<p>東日本大震災からの早期の復興のために、次の事業を実施し、地域産業の再生・成長を支援する。</p> <p>①水産物消費拡大震災復興対策事業：PR イベントやパンフレット作成等により、震災からの復興を PR し地元水産物の消費拡大を図ることで水産業の再生を支援</p> <p>②地場産業育成事業：展示会等により PR し地場製品の普及を図り産業の育成を支援</p> <p>③販路開拓支援事業：商談会開催、コンクールへの参加等で販路の開拓を支援</p> <p>④農林水商工観連携事業：交流セミナーの開催等で各産業間連携を高める支援</p> <p>なお、当該事業は宮古市東日本大震災復興計画【基本計画】P47 に記載のある「産業・経済復興」の取組みとして実施するもの。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>			
東日本大震災の被害との関係			
<p>津波の襲来によって、壊滅的な被害を受けた水産業をはじめ、商工業や農林業など、各産業への影響は深刻であり、地域経済はこれまでにないほどの大きな打撃を受けた。特にも市の中核産業である水産業の復興再生は、地域経済の中核でもあり、迅速な対応を図らなければならない。</p> <p>水産振興においては、震災の影響で、現在は規模を縮小して水産物消費拡大事業を実施しているが、水産関連施設が復旧していく今後は、今まで以上に地元水産物を PR していくとともに、併せて市民に地元水産物への理解をさらに深めてもらうことが必要である。</p>			
関連する災害復旧事業の概要			
なし			
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。			
関連する基幹事業			
事業番号	C-7-1		
事業名	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産加工流通振興タイプ)		
直接交付先	宮古市		
基幹事業との関連性			
<p>水産業共同利用施設整備事業を導入して行う宮古市魚市場整備事業や市の復興計画に資する水産加工流通業者の施設整備は、地域水産物の販売拡大によってその効果が増進される。本州一の水揚量を誇る市の魚でもある「鮭」などを活用し、関係団体の参画を得ながらこの事業を展開することにより、復興する宮古市の姿を全国に伝え、地元水産物のイメージアップと販売力の増進に取り組むものである。</p> <p>共同利用施設を整備することで、水産物の安定的な確保及び処理能力を取り戻し、水産事業者の安定経営と人材育成に向けた取り組みが可能となる。さらには、2 次産業で製造加工、3 次産業で販売促進することにより地域資源を活用した連携・高付加価値化が図られ、加工品の改良や新規開発を促し、地場産品として首都圏等への販路開拓へとつなげることが可能となる。</p>			

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業 (漁港施設復興関係)		
事業番号	C-7-2	事業実施主体	宮古市		
交付期間	H24-H27	総交付対象事業費	1,527,500 (千円)		
事業概要					
<p>水産業の復興のためには、市場ニーズに対応するため生産から流通まで一貫したより高度な衛生管理が必要である。宮古市魚市場は平成 18 年度から高度衛生管理に取り組んでいるが、宮古市内の他の魚市場 (田老魚市場) や水産加工流通業者も市が策定する復興計画に基づき H A C C P 対応などに取り組むもうとしている。</p> <p>この事業は、水揚段階での衛生管理向上対策として、日射や異物混入を防ぐための荷揚げ施設やトイレ等の労働環境対策施設を整備するものである。</p> <p>また、当市は、生産量日本一の養殖ワカメや天然アワビに代表されるつくり育てる漁業のまちであるが、生産の主力はリアス式海岸に点在している活力ある漁業集落とその中心に位置する漁港である。</p> <p>この事業は、小さいながらも市の水産業の基盤を担っているこのような漁業集落の活性化のため、基盤整備事業の対象にならない小規模な改良工事を適切に実施することにより、漁港機能の改善を図るものである。</p> <p>なお、これらの事業は、東日本大震災復興計画【基本計画】41 ページに掲げる生産から流通まで一体的な復興・再生を図るため、水揚げや一次加工段階における衛生管理の向上と、つくり育てる漁業の生産基盤の確立を図るものである。</p>					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災の大津波により、水産施設のほとんどが甚大な被害を受けた。水産業の復興を果たすには、「安心・安全」な地域水産物の流通の第一段階として漁港施設の衛生管理の高度化やつくり育てる漁業の生産基盤である漁港機能の改善に取り組む必要がある。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>各漁港においては、この事業と並行して防波堤・護岸等の外郭施設、岸壁・物揚場等の係留施設、臨港道路・橋梁等の輸送施設などの公共土木施設災害復旧事業を実施する。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
直接交付先					
基幹事業との関連性					



(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	9	事業名	宮古市魚市場整備事業		
事業番号	C-7-3	事業実施主体	宮古市		
交付期間	平成 24 年度～平成 26 年度	総交付対象事業費	2,630,000 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災により被災した宮古市魚市場は、平成 10 年度より衛生管理に取り組んできており、平成 18 年度に全国初となる大日本水産会の「優良衛生品質管理市場」に認定されたが、その結果、鮮度保持タンクなどの衛生管理に必要な機器の整備を進めたため、施設が狭隘化し盛漁期における荷捌き場の混雑が慢性化する状態になった。</p> <p>水産業は宮古市の基幹産業であり、震災からの復興は水産業の復興なくしてはありえない。施設の狭隘化を解決し、市場機能を向上させ、盛漁期の漁船受入に万全を期すことにより、水揚増大を図る必要がある。</p> <p>生産と加工流通が一体となった水産業の復興を目指す本市にとって宮古市魚市場の増設は必要不可欠な事業である。</p> <p>この事業は、東日本大震災復興計画【基本計画】42 ページに掲げる「流通加工体制の整備」の中心となる事業であり、水産業と水産加工流通業の復興の基盤となるものである。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災の津波により 宮古市魚市場施設の壁面、窓枠の大部分が損壊、流失。付帯設備の大破、流失。屋根までの海水浸水など施設の大部分が破損した状態となった。このような状況から復旧を図るため、補助事業により復旧工事を進めているところであるが、復旧後の宮古市魚市場の復興のためには、これまで課題となっていた施設の狭隘化の解消が不可欠であり、そのため、宮古市魚市場の拡張と機能向上を図るものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
なし。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	宮古市魚市場整備事業 (用地)	
事業番号	◆C-7-3-1		事業実施主体	宮古市
交付期間	平成 24 年度～平成 25 年度		総交付対象事業費	800,384 (千円)
事業概要				
<p>宮古市魚市場の拡張と機能向上を図る施設整備に必要な用地は、岩手県有地で、岩手県では県有地に恒久的な建物を整備する場合は、用地を買い取ってもらう方針となっていることから、用地の取得とともに、地盤沈下した用地の嵩上げと付帯設備の機能移設等を行う。</p> <p>なお、この用地は、岩手県が売却目的で起債により取得したものであり、今は占用許可により占用しており、占用料は免除されている。交付税等の対象にもなっておらず、二重補助にはあたらないものである。</p> <p>この事業は、東日本大震災復興計画【基本計画】42 ページに掲げる「流通加工体制の整備」の中心となる「宮古市魚市場整備事業」のための用地取得・整備事業であり、市の水産業の復興のため不可欠なものである。</p>				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
<p>東日本大震災の津波により 宮古市魚市場施設の壁面、窓枠の大部分が損壊、流失。付帯設備の大破、流失。屋根までの海水浸水など施設の大部分が破損した状態となった。</p> <p>市の基幹産業である水産業の復興のためには、早期復旧と宮古市魚市場増設計画の早期実現が必要である。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				
なし。				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-7-3
事業名	宮古市魚市場整備事業
直接交付先	市
基幹事業との関連性	
<p>宮古市魚市場整備事業 (水産業共同利用施設復興整備事業により整備するもの) の実施に必要な用地を取得し、嵩上げを含む敷地整備を行うものである。</p> <p>宮古市魚市場の増設により、課題となっている狭隘化が解消され、市場機能が向上することで漁船の利用が促進され水揚増大につながる。</p>	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	災害公営住宅整備事業 宮古地区	
事業番号	D-4-1	事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度	総交付対象事業費	1,664,000 (千円)	
事業概要				
<p>東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅を建設し、被災者用の恒久的な住宅を供給する。</p> <p>なお、当該事業は「宮古市東日本大震災復興計画」P21 に以下のとおり記載されているところ。 (1)すまいと暮らしの再建 ①被災者の生活再建支援 ●公営住宅等の供給 地区復興まちづくり計画の策定とあわせ、被災した市民のニーズを把握し、災害公営住宅等の計画的な整備を図ります。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>				
東日本大震災の被害との関係				
<p>当市における住家等の損壊は、全壊と半壊を合わせて 4,675 棟を数え、すまいを失った被災者の多くは仮設住宅等での居住を余儀なくされている。被災者の居住の安定確保を図るため、計画的な災害公営住宅の整備が急務となっているところである。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				
特になし				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	12	事業名	災害公営住宅整備事業	
事業番号	D-4-2	事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度	総交付対象事業費	7,508,500 (千円)	
事業概要				
<p>東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅を建設し、被災者用の恒久的な住宅を供給する。</p> <p>なお、当該事業は「宮古市東日本大震災復興計画」P21 に以下のとおり記載されているところ。</p> <p>(1)すまいと暮らしの再建 ①被災者の生活再建支援 ●公営住宅等の供給</p> <p>地区復興まちづくり計画の策定とあわせ、被災した市民のニーズを把握し、災害公営住宅等の計画的な整備を図ります。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>				
東日本大震災の被害との関係				
<p>当市における住家等の損壊は、全壊と半壊を合わせて 4,675 棟を数え、住まいを失った被災者の多くは仮設住宅等での居住を余儀なくされている。被災者の居住の安定確保を図るため、計画的な災害公営住宅の整備が急務となっているところである。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				
特になし				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	13	事業名	公営住宅長寿命化計画策定事業	
事業番号	◆D-4-1-1	事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度	総交付対象事業費	10,000 (千円)	
事業概要				
<p>災害公営住宅の整備にあたり、既存の「宮古市公営住宅長寿命化計画」を滅失した住宅ストック、既存団地の集約、災害公営住宅の整備などの要素を反映したものとして策定する。</p> <p>なお、当該事業は「宮古市東日本大震災復興計画」P21 に以下のとおり記載されているところ。</p> <p>(1)すまいと暮らしの再建 ①被災者の生活再建支援 ●公営住宅等の供給</p> <p>震災に伴う住宅ストックの変化を勘案し、宮古市公営住宅長寿命化計画 (市営住宅の整備・改修計画) の見直しを図ります。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>				
東日本大震災の被害との関係				
<p>東日本大震災に伴う住宅ストックの変化により、既存の宮古市公営住宅長寿命化計画 (市営住宅の整備・改修計画) の見直しが必要であることから、災害公営住宅の整備などの要素を反映させた新たな計画を策定しようとするものである。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				
特になし				

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-1
事業名	災害公営住宅整備事業
直接交付先	宮古市
基幹事業との関連性	
<p>本事業は、東日本大震災より変化した公営住宅ストックを見直すとともに、災害公営住宅を含めた市全体における計画的な公営住宅の整備・改修計画を策定しようとするものであり、災害公営住宅の整備を補完、促進するものである。</p>	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	地域産材使用モデル住宅建築事業	
事業番号	◆D-4-1-2		事業実施主体	宮古市
交付期間	平成 24 年度～平成 25 年度		総交付対象事業費	69,000 (千円)
事業概要				
<p>本事業は、地域材を活用した低価格・高品質のモデル住宅を建築し、住宅再建の際の参考にし てもらうことにより、被災者の住宅再建を促進し、あわせて地域材の利用促進を図ろうとするも のである。具体的には、被災者の多様な家族構成に応じた 3 タイプ (平屋建 2DK、3DK、2 階建 4DK) のモデル住宅を建築する。</p> <p>当市では、県や建築士会等との共同事業により、地域材活用による住宅再建のための「みやこ 型住宅」の開発を進めており、これら取組みとの連携を視野に事業を展開するもの。</p> <p>【参考：「みやこ型住宅」】森林組合や地元住宅関連業者等で構成する組織 (みやこ型住宅ネット ワーク) が普及拡大に取り組んでいる、地域材の活用と自然エネルギー (ペレットストーブ) を 組み合わせた住宅モデルのこと。</p>				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
<p>当市における住家等の損壊は、全壊と半壊を合わせて 4,675 棟を数え、住まいを失った被災者 の多くは仮設住宅等での居住を余儀なくされている。今後、被災者の住まいの再建に伴った復興 住宅等の建築需要は増加するものと見込まれることから、地域産材を使用したモデル住宅を建築し、 住宅再建の際の参考にしってもらうことにより、被災者の住宅再建の促進を図ろうとするものであ る。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				
特になし				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-1
事業名	災害公営住宅整備事業
直接交付先	宮古市
基幹事業との関連性	
<p>本事業は、地域材を活用した低価格・高品質のモデル住宅を建築し、住宅再建の際の参考にし てもらうことにより、被災者の住宅再建の促進を図るものである。このことは、災害公営住宅整 備事業により供給される災害公営住宅とあわせ、被災者の居住の安定確保につながるものであ ることから、基幹事業の効果を促進・補完するものである。</p>	

(様式 1-3①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	中心市街地津波復興拠点整備事業
事業番号	D-15-1	事業実施主体	宮古市
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度	総交付対象事業費	11,698,800 (千円)
事業概要			
<p>【事業目的】東日本大震災津波により被災した公益的施設及び災害時等を考慮し機能強化が望まれる公益的施設等を一体的に整備し、津波が発生した場合においても中心市街地の都市機能を維持するための拠点となる市街地を整備し、宮古市東日本大震災復興計画の 3 つの柱である「すまいと暮らしの再建」、「産業・経済復興」、「安全な地域づくり」の推進を図る。</p> <p>【事業概要】中心市街地において、津波防災拠点施設に加え、災害時を考慮した地区公共施設等を地域等の合意形成を図りながら整備する。</p> <p>宮古市東日本大震災復興計画では p. 73 宮古地域・復興まちづくりの方向性において、「地域の立地的、歴史的特性を活かし、都市機能の集積や賑わいの形成を図るとともにコンパクトで快適なまちづくりに取り組みます。」と位置付けられている。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>			
東日本大震災の被害との関係			
<p>中心市街地では、東日本大震災及び津波(浸水面積 48.4ha、最大浸水深 3.9m)により 178 棟が被災したほか、市役所、保健センター等の公共施設が大きな被害を受け、津波災害時における都市機能の維持に課題となった。</p> <p>また、災害に強いインフラ、避難や救援の活動拠点等の整備が必要であることが明らかとなった。</p>			
関連する災害復旧事業の概要			

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	16	事業名	津軽石地区津波復興拠点整備事業	
事業番号	D-15-2	事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度	総交付対象事業費	3,325,600 (千円)	
事業概要				
<p>【事業目的】東日本大震災津波により被災した津軽石地区の市出張所、漁協、農協、駐在所、郵便局、公民館、保育所等の公共サービス施設を一体的に整備し、津波が発生した場合においても市街地の都市機能を維持するための拠点となる市街地を形成し、宮古市東日本大震災復興計画の 3 つの柱である「すまいと暮らしの再建」、「産業・経済復興」、「安全な地域づくり」の推進を図る。</p> <p>【事業概要】津軽石地区の安全な内陸部(約 1.0ha)に市出張所、公民館、保育所、漁協、農協、駐在所等の公共サービス施設、津波防災拠点施設を整備するのに加え、災害時を考慮した地区公共施設、津波復興拠点支援施設等を地域等の合意を図りながら整備する。</p>				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
<p>東日本大震災及び津波(津軽石川左岸浸水面積 21ha、最大浸水深 11.7m)により 207 戸が被災し、(全壊・流失率 54%) の甚大な被害を受け、宮古市津軽石出張所、新岩手農業協同組合津軽石支所、岩手県漁連宮古支所、津軽石郵便局、津軽石鮭繁殖保護組合、法ノ脇公民館、津軽石公民館、JR 山田線津軽石駅及び線路等の公共施設が被災した。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	



(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	17	事業名	田老地区都市再生区画整理事業計画案作成事業	
事業番号	D-17-1	事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度	総交付対象事業費	70,900 (千円)	
事業概要				
<p>・宮古市東日本大震災復興計画 (基本計画) では、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の 3 つを復興の柱として掲げており、本地区を含む田老地域の復興まちづくりの方向性として、以下の方向性が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・北部の摂待地区を含め被災前のコミュニティに配慮しながら、住居の高台等への移転などによる安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備の推進。</li><li>・つくり育てる漁業の再生に向け、漁業者への支援と漁業施設や水産加工施設の再配置、三陸縦貫自動車道及びインターチェンジの整備を契機とした交流人口の増加による観光需要の拡大を図るなど、豊かな自然や水産資源を活かした産業の復興の推進。</li><li>・倒壊した防潮堤の復旧を含め、効果的な防災施設のあり方について検討するなど、海岸保全施設の整備を促進し、津波災害の歴史や教訓を広く国内外に伝えるための施設整備や防災教育の充実などハード・ソフト両面からの事業を推進し、地域の魅力を高める取り組み。</li></ul> <p>当事業では、津波により壊滅的な被害を受けた田老市街地において、浸水が予想されるエリアでの地盤の面的嵩上げ、公共施設の整備により、津波をはじめとした災害に対して安全な市街地を形成することを目的とした区画整理事業の導入を予定していることから、事業実施に必要な事業計画案の作成等を行う。</p>				
東日本大震災の被害との関係				
<p>昭和 54 年完成の大防潮堤ができた後に発生した今回の 3 月 11 日の東日本大震災においても、被害は甚大なものとなり、海側の第一防潮堤が破壊され、第二防潮堤も越流し、地区一面に津波が押し寄せた。浸水面積は 121.2ha にわたり、浸水高は T.P.+7.1~14.7m、最大浸水深が 13.9m (野中地区) に達した。</p> <p>津波による被害は死者 141 名 (H23. 6 月現在・乙部、田老)、被害棟数 1,076 棟。浸水区域内の建物の 83.8% が流失または撤去となる被害を受け、避難場所である田老第一中学校も浸水した。野原、野中の建物は 387 棟が流失、全壊した。(H23. 10 月現在)</p> <p>今後は、漁港施設、水産加工場や製氷冷凍冷蔵施設などの漁業施設の復旧と産業の復興、津波から命を守る安全なまちとして再建するまちづくりが求められる。そのため、第一防潮堤を T.P.+ 14.7m に嵩上げして復旧するとともに、それでも浸水が大きくなると予測される地区においては防災集団移転促進事業の移転促進区域とし、嵩上げして安全性が確保されると予測される本地区では嵩上げによる整備を行って居住するための土地区画整理事業を行うこととしたものである。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				
なし。				
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。				
関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
直接交付先				
基幹事業との関連性				

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	18	事業名	野原地区都市再生区画整理事業計画案作成事業	
事業番号	D-17-2	事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度	総交付対象事業費	58,800 (千円)	
事業概要				
<p>・宮古市東日本大震災復興計画 (基本計画) では、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の 3 つを復興の柱として掲げており、本地区を含む田老地域の復興まちづくりの方向性として、以下の方向性が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・北部の摂待地区を含め被災前のコミュニティに配慮しながら、住居の高台等への移転などによる安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備の推進。</li><li>・つくり育てる漁業の再生に向け、漁業者への支援と漁業施設や水産加工施設の再配置、三陸縦貫自動車道及びインターチェンジの整備を契機とした交流人口の増加による観光需要の拡大を図るなど、豊かな自然や水産資源を活かした産業の復興の推進。</li><li>・倒壊した防潮堤の復旧を含め、効果的な防災施設のあり方について検討するなど、海岸保全施設の整備を促進し、津波災害の歴史や教訓を広く国内外に伝えるための施設整備や防災教育の充実などハード・ソフト両面からの事業を推進し、地域の魅力を高める取り組み。</li></ul> <p>当事業では、防災集団移転促進事業の移転促進区域において、買収した移転跡地の集約により土地の有効利用を図り、水産業、観光の振興を図り、復興を進めることを目的とした区画整理事業の導入を予定していることから、事業実施に必要な事業計画案の作成等を行う。</p>				
東日本大震災の被害との関係				
<p>昭和 54 年完成の大防潮堤ができた後に発生した今回の 3 月 11 日の東日本大震災においても、被害は甚大なものとなり、海側の第一防潮堤が破壊され、第二防潮堤も越流し、地区一面に津波が押し寄せた。浸水面積は 121.2ha にわたり、浸水高は T.P. +7.1~14.7m、最大浸水深が 13.9m (野中地区) に達した。</p> <p>津波による被害は死者 141 名 (H23. 6 月現在・乙部、田老)、被害棟数 1,076 棟。浸水区域内の建物の 83.8% が流失または撤去となる被害を受け、避難場所である田老第一中学校も浸水した。野原、野中の建物は 387 棟が流失、全壊した。(H23. 10 月現在)</p> <p>今後は、漁港施設、水産加工場や製氷冷凍冷蔵施設などの漁業施設の復旧と産業の復興、津波から命を守る安全なまちとして再建するまちづくりが求められる。</p> <p>そのため、第一防潮堤を T.P. + 14.7m に嵩上げして復旧するとともに、それでも浸水が大きくなると予測される本地区においては防災集団移転促進事業の移転促進区域とし、移転跡地の集約および土地の有効利用を図るための土地区画整理事業を行うこととしたものである。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				
なし。				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	19	事業名	鍬ヶ崎地区都市再生区画整理事業計画案作成事業	
事業番号	D-17-3	事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度	総交付対象事業費	133,200 (千円)	
事業概要				
<p>・宮古市東日本大震災復興計画 (基本計画) では、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の 3 つを復興の柱として掲げており、本地区を含む宮古地域の復興まちづくりの方向性として、「防潮堤の整備や必要に応じた嵩上げ促進、背後地の高台活用など、安全安心な住宅地の整備」「漁港など産業関連基盤の計画的、段階的な事業展開」「避難タワーや避難ビルの設置、誰もが容易に避難することができる避難路、避難場所の見直し」「地域特性を活かしたコンパクトで快適なまちづくり」などが挙げられており、水産業の基地として、また貴重な観光資源を活かした観光レクリエーションゾーンとして、みなとまちの賑わいを創出する拠点として位置付けている。</p> <p>・当事業では、新たに防潮堤を整備し、安全で安心して暮らせる市街地の整備を図るため、高台地区も含めた道路や公園等の基盤施設の整備を図ると共に、水産施設や集客施設を整備することにより、みなとまちの賑わいを創出することを目的とした区画整理事業の導入を予定していることから、事業実施に必要となる事業計画案の作成等を行う。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>				
東日本大震災の被害との関係				
<p>・3月11日の東日本大震災では、宮古湾から巨大津波が住宅等押し流したとともに、蛸の浜からも津波が越えてきました。浸水面積は39.1haにわたり、浸水高はT.P. 5.4~9.0mとなり、最大浸水深が8.2mに達した。</p> <p>・鍬ヶ崎公民館や潮位観測装置が壊滅的被害を受けると共にシートピアなあと、宮古市魚市場、宮古漁協の冷凍工場や製氷工場等も被害を受けた。</p> <p>・建物被害は約800棟に及び、そのうち流失をはじめとする全壊被害が約88%を占めている。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				
なし。				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	津軽石・赤前地区都市再生区画整理事業計画案作成事業			
事業番号	D-17-4	事業実施主体	宮古市			
交付期間	平成 24 年度	総交付対象事業費	165,700 (千円)			

事業概要

■事業概要

今後の今次津波対策として二線堤を整備し、海側は災害危険区域を指定して住宅系施設を二線堤外または高台に移転、安全な居住地を確保する。同時に、移転した土地の従前地が点在することから農地と敷地整序を行い、減災施設や農業基盤の効率化を図るため、区画整理事業の導入を予定していることから、事業実施に必要な事業計画案の作成等を行う。

■震災復興計画による位置づけ

「中心地域以外の地域については、海岸保全施設の新たな整備と必要に応じ嵩上げを促進するとともに、背後地の高台を活用するなど、安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を進めます。」

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

本地区を含む津軽石地区は今回の震災で約44%が全壊、本地区は集落以外に工業関連企業が集積していたが、5m前後の津波により低地部の建築物は壊滅的な被害を受けた。

地区	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計
宮古地区	722	647	118	1,262	247	2,996
鎌ヶ崎地区	646	136		33		815
崎山地区	148	24		17	6	195
花輪地区						0
津軽石地区	426	136	57	287	56	962
重茂地区	118	4	1	11	2	136
田老地区	1,609	59		150	12	1,830
計	3,669	1,006	176	1,760	323	6,934

資料：震災復興計画

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（宮古市（町村）交付分） 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	宮古市復興まちづくり計画策定事業（被災地における復興まちづくり総合支援事業）		
事業番号	D-20-1		事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度		総交付対象事業費	238,800 千円	
事業概要					
<p>本事業は、当市の復興が、より地域の発展・飛躍につながるよう、復興計画及び地区復興まちづくり計画に掲げる取り組みを戦略的に推進するために行う事業である。</p> <p>①【復興成長戦略策定】</p> <p>当市では復興計画（基本計画）に掲げた目標を具現化するために、5つの復興重点プロジェクトを掲げた。（①すまいの再建プロジェクト②みなとまち産業振興プロジェクト③森・川・海の再生可能エネルギープロジェクト④防災のまち協働プロジェクト⑤災害記憶の伝承プロジェクト）</p> <p>復興を確かなものとするためには、各プロジェクトが別個に事業を進めるだけでは充分でなく、常に全体最適の視点を持ってプロジェクト間の連携を図る必要がある。本事業では復興重点プロジェクトをまたがって解決が必要となる問題の抽出、解決策の検討・実施などをスムーズに行うための会議体の設計と運営、更には復興成長の目的を達成するために必要となる新たなテーマの洗い出し（ロールモデル設定などを想定）とプロジェクトの立上げなどにより、当市の復興成長戦略を策定する。</p> <p>②【地区復興まちづくり事業推進・復興整備計画策定・都市計画区域見直し等】</p> <p>現在、被災地区の早期復興に向け、地区住民が主体となって検討が進められている地区ごとのまちづくり計画について、その実現に向けた調査を行うとともに、円滑な事業推進を図るための方策等について、地区住民と協議・検討を行う。</p> <p>また、中心市街地等における都市機能と防災性の向上を図るため、土地利用の再編及び都市計画区域等の見直し等を行う。</p> <p>③【公共施設再配置計画策定】</p> <p>被災地区の復興にあわせて災害に強いまちづくりを推進するため、安全で快適な生活環境を支える公共施設の適正配置を進めるとともに、施設の機能集約や複合化、既存施設の有効活用及び管理運営の効率化を図るための公共施設再配置計画を策定する。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災において、当市では津波の最大波 8.5 メートル以上を記録、津波浸水域は 10 平方キロメートルにも達し、建物用地・幹線交通用地の 21 パーセントが浸水したほか、被害を受けた地区は 33 地区にもものぼり、全壊、半壊を合わせた住家等の損壊は 4,675 棟となるなど甚大な被害を受けた。さらに、壊滅的な被害を被った水産業をはじめ、商工業や農林業などの各産業への影響は深刻であり、地域経済はこれまでにないほどの大きな打撃を受けている。</p> <p>このため、当市の復興が、より地域の発展・飛躍につながるよう、復興計画及び地区復興まちづくり計画に掲げる取り組みを戦略的に推進する必要がある。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
なし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
直接交付先					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	22	事業名	総合防災推進事業
事業番号	D-20-2	事業実施主体	市
交付期間	平成 24 年度～26 年度	総交付対象事業費	70,000 (千円)
事業概要			
<p>総合的な防災対策を推進するため、都市防災総合推進事業計画を策定する。</p> <p>【都市防災総合推進事業計画策定】</p> <p>東日本大震災における各種活動 (災害救助活動、避難行動、避難所運営、地域コミュニティ等) の検証を踏まえ、専門的な知見を取り入れた国の検討会や研究会等により防災基本計画や県の地域防災計画の大幅な見直し作業が進んでいる。</p> <p>総合的な防災まちづくりを推進するため、これらの検証や見直し状況を体系的に調査しつつ、これを基礎とし、被災地区の復興まちづくり計画と調整を図りながら、防災関連施設 (避難路・避難所・避難場所・避難タワー・避難公園、防災拠点施設など) の配置などについて、計画的・効果的に行うために「都市防災総合推進事業計画」を策定するもの。</p>			
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください			
東日本大震災の被害との関係			
<p>東日本大震災では、津波により一部の避難場所が浸水したほか、避難路、避難誘導標識等の防災施設の多くが流失、倒壊の被害を受けた。また、地盤沈下や復興まちづくりによる防災対策に係る地域条件の変化及び地域防災拠点施設等の再配置の要請等に伴い、単なる復旧ではなく恒久的な復興の視点から、これら施設の再配置と新たな防災施設の整備が必要となっている。</p> <p>さらには、地震や津波による直接的な被害に加え、人間が起こした行動・起こさなかった行動などにより間接的に被害を拡大させたこと、その後の様々な災害応急対応においても反省点や今後にかさねべき教訓などが数多く見受けられることから、最新の検証・研究成果等を反映した「総合的な防災まちづくり」が必要とされている。</p>			
関連する災害復旧事業の概要			
なし			
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。			
関連する基幹事業			
事業番号			
事業名			
直接交付先			
基幹事業との関連性			

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	23	事業名	東日本大震災記憶伝承事業		
事業番号	◆D-20-2-1		事業実施主体	市	
交付期間	平成 24 年度～平成 26 年度		総交付対象事業費	80,000 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災の記憶と記録を風化させることなく後世へ伝承し、被災体験や教訓を生かすために、災害映像や写真データ、災害記録関係資料を収集・整理し、データ管理するとともに、震災記録集を作成する。</p> <p>なお、当該事業は「宮古市東日本大震災復興計画」P67 に以下のとおり記載されているところ。</p> <p>(3) 安全な地域づくり ⑤災害記憶の後世への継承</p> <p>多くの市民の生命と財産を奪った震災と津波の恐ろしさを後世に伝え、震災の記憶を風化させないための取り組みを推進します。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災による大津波は、明治 29 年、昭和 8 年の三陸地震津波、昭和 35 年のチリ地震津波を遥かにしのぐ大規模なもので、多くの尊い生命や財産を奪った。田老や重茂などの地域ではまちが一瞬にして壊滅状態となり、また、市の中心地域や宮古湾に面した地域においても過去に例を見ないほどの甚大な被害があった。この震災の記憶と記録を風化させることなく後世に伝承し、被災体験や教訓を生かすために、災害映像や写真データ、災害記録関係資料を収集・整理し、データ管理するとともに、震災の記録集を作成するものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
なし。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-20-2
事業名	総合防災推進事業
直接交付先	市
基幹事業との関連性	
<p>災害に強いまちづくりを総合的に進めるためには、地域防災計画をはじめとする各種計画の策定にあわせて、震災と津波の恐ろしさを後世に伝え、震災の記憶を風化させない取り組みが必要である。</p> <p>このため、総合防災推進事業と一体となって、災害映像や写真データ、災害記録関係資料を収集・整理し、データ管理するとともに、震災の記録集を作成するものである。</p>	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	24	事業名	藤原上町都市公園事業	
事業番号	D-22-1	事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度～平成 26 年度	総交付対象事業費	175,100 (千円)	
事業概要				
<p>【事業概要】津波被害が想定される藤原地区において、周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての「防災公園」を整備することにより津波による人的被害の軽減を図る。</p>				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
<p>藤原地区の浸水区域は 40.9ha、浸水深は 3.1m であり、建物の全壊率は約 25%であった。特に、避難所となっていた藤原小学校の校庭も被災したことから安全な避難公園の確保が課題となっている。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	



(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	25	事業名	越田山都市公園事業	
事業番号	D-22-2	事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度～平成 26 年度	総交付対象事業費	1,538,600 (千円)	
事業概要				
<p>【事業概要】津波被害が想定される磯鶏地区において、周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての「防災公園」を整備することにより津波による人的被害の軽減を図る。</p>				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
<p>磯鶏地区の浸水区域は 113.4ha、浸水深は 5.6m であり、建物の全壊率は約 30%であった。特に、宮古水産高校の校庭も被災したことから海岸近くにおいて安全な避難公園の確保が課題となっている。</p>				
関連する災害復旧事業の概要				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	26	事業名	館山都市公園事業		
事業番号	D-22-3		事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度～平成 26 年度		総交付対象事業費	774,700 (千円)	
事業概要					
【事業概要】津波被害が想定される津軽石地区において、周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての「防災公園」を整備することにより津波による人的被害の軽減を図る。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
東日本大震災の被害との関係					
津軽石地区の浸水区域は 83.5ha、浸水深は 8.8m であり、建物の全壊率は約 54%であった。特に、避難所となっていた津軽石小学校の校庭も被災したことから安全な避難公園の確保が課題となっている。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	野原地区外防災集団移転促進事業
事業番号	D-23-1	事業実施主体	宮古市
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度	総交付対象事業費	10,887,400 (千円)

事業概要

・宮古市東日本大震災復興計画 (基本計画) では、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の 3 つを復興の柱として掲げており、本地区を含む田老地域の復興まちづくりの方向性として、以下の方向性が挙げられている。

- ・北部の摂待地区を含め被災前のコミュニティに配慮しながら、住居の高台等への移転などによる安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備の推進。
- ・つくり育てる漁業の再生に向け、漁業者への支援と漁業施設や水産加工施設の再配置、三陸縦貫自動車道及びインターチェンジの整備を契機とした交流人口の増加による観光需要の拡大を図るなど、豊かな自然や水産資源を活かした産業の復興の推進。
- ・倒壊した防潮堤の復旧を含め、効果的な防災施設のあり方について検討するなど、海岸保全施設の整備を促進し、津波災害の歴史や教訓を広く国内外に伝えるための施設整備や防災教育の充実などハード・ソフト両面からの事業を推進し、地域の魅力を高める取り組み。

当事業では、津波により壊滅的な被害を受けた田老市街地において、浸水が予想されるエリアを災害危険区域及び移転促進区域に設定し、背後の高台への集団移転を行うことを目的としている。

東日本大震災の被害との関係

昭和 54 年完成の大防潮堤ができた後に発生した今回の 3 月 11 日の東日本大震災においても、被害は甚大なものとなり、海側の第一防潮堤が破壊され、第二防潮堤も越流し、地区一面に津波が押し寄せた。浸水面積は 121.2ha にわたり、浸水高は T.P.+7.1~14.7m、最大浸水深が 13.9m (野中地区) に達した。

津波による被害は死者 141 名 (H23. 6 月現在・乙部、田老)、被害棟数 1,076 棟。浸水区域内の建物の 83.8% が流失または撤去となる被害を受け、避難場所である田老第一中学校も浸水した。野原、野中の建物は 387 棟が流失、全壊した。(H23. 10 月現在)

今後は、漁港施設、水産加工場や製氷冷凍冷蔵施設などの漁業施設の復旧と産業の復興、津波から命を守る安全なまちとして再建するまちづくりが求められる。そのため、第一防潮堤を T.P.+ 14.7m に嵩上げして復旧するとともに、それでも浸水が大きくなると予測される地区においては防災集団移転促進事業の移転促進区域とし、嵩上げして安全性が確保されると予測される本地区では嵩上げによる整備を行って居住するための土地区画整理事業を行うこととしたものである。

関連する災害復旧事業の概要

なし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	公共交通体系構築事業		
事業番号	◆D-23-1-1		事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度～平成 25 年度		総交付対象事業費	22,400 (千円)	
事業概要					
<p>今後、防災集団移転促進事業 (市内 10 地区) の実施に伴い、居住区域を浸水区域から高台へ移転することにより、街並みや市道路線網が大きく変わることが想定されることから、公共交通体系の見直しが必要となる。</p> <p>このため、公共交通の利用実態やニーズ把握をはじめ、新しいまちの形に合わせた路線分析など、市民の日常生活を支えることのできる公共交通体系のあり方について検討し、持続可能な公共交通体系を構築するための調査研究事業を実施するもの。</p> <p>なお、当該事業は「宮古市東日本大震災復興計画」P60 に以下のとおり記載されているところ。</p> <p>(3) 安全な地域づくり ②災害に強い交通ネットワークの形成</p> <p>鉄道等の公共交通の復旧・再生を図るとともに、災害時における安全性の高い道路網を構築し、災害に強い交通ネットワークを形成します。</p>					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災において、当市の海に面した地区は過去の大津波を遥かに凌ぐ巨大な津波により壊滅的な被害を受けた。このため、当該地区は今後のまちづくりにおいて高台移転や区画整理が行われることとなった。これにより、居住地区や商業施設、公共施設などの分布が変わり、人の流れも変わることから、復興後の新しいまちの形に合わせた公共交通のあり方について検討を行い、持続可能な公共交通体系を構築するものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
なし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	D-23-1				
事業名	野原地区外防災集団移転促進事業				
直接交付先	市				
基幹事業との関連性					
<p>集団移転した地区に公共交通網を整備することにより、その地区が暮らしやすい地区となり、集団移転の効果が促進される。</p> <p>※その他関連する基幹事業 D-23-2～D-23-8 防災集団移転促進事業</p>					

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	29	事業名	金浜北地区防災集団移転促進事業	
事業番号	D-23-2		事業実施主体	宮古市
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度		総交付対象事業費	1,119,400 (千円)
事業概要				
<p>【事業目的】 東日本大震災津波により大きな被害を受けた高浜地区 (3.4ha) について、今後、整備される海岸保全施設が、既往第 2 位の津波を完全に防ぐ高さで整備されることから、最大クラスの津波が襲来した場合には防ぐことができない。想定される浸水区域内で一定程度の浸水が想定される地域を災害危険区域及び移転促進区域に指定し、浸水区域外への集団移転を実施し、住民の生命の安全の確保を図る。</p> <p>【事業概要】 防潮堤 T. P+10.4m による津波防御とともに最大規模津波に対し内陸部非浸水地域に住宅を移転させ津波被害を防止し、沿岸部は公園として整備する。</p>				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災及び津波 (浸水面積 42ha、最大浸水深 2.7m) により 259 棟が被災し、流失等の全壊被害が 122 棟と約 47.1%を占めていた。				
関連する災害復旧事業の概要				
なし。				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	30	事業名	金浜南地区防災集団移転促進事業	
事業番号	D-23-3		事業実施主体	宮古市
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度		総交付対象事業費	3,739,700 (千円)
事業概要				
<p>【事業目的】東日本大震災津波により大きな被害を受けた金浜南地区 (26.3ha) について、今後、整備される海岸保全施設が、既往第 2 位の津波を完全に防ぐ高さで整備されることから、最大クラスの津波が襲来した場合には防ぐことができない。想定される浸水区域内で一定程度の浸水が想定される地域を災害危険区域及び移転促進区域に指定し、浸水区域外への集団移転を実施し、住民の生命の安全の確保を図る。</p> <p>【事業概要】防潮堤 T.P+10.4m による津波防御とともに最大規模津波に対し内陸部非浸水地域に住宅を移転させ、津波被害を防止し、沿岸部は建築制限の土地利用とし、商業、産業、レクリエーション施設ゾーンとして整備する。</p>				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災及び津波 (浸水面積 29.39ha、最大浸水深 11.5m) により 114 戸が被災し、流失 202 棟、全壊 25 棟 (全壊・流失率 93.8%) の甚大な被害を受け、金浜農漁村センター、宮古漁協金浜事務所、治療院、温浴施設等の公共・公益施設、レクリエーション施設とともに、宮古南 I.C に近接した国道 45 号線沿いに立地していた商業、産業系の施設が被災した。				
関連する災害復旧事業の概要				
なし。				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	31	事業名	法の協地区防災集団移転促進事業	
事業番号	D-23-4		事業実施主体	宮古市
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度		総交付対象事業費	1,825,100 (千円)
事業概要				
<p>【事業目的】東日本大震災津波により大きな被害を受けた津軽石地区 (5.0ha) について、今後、整備される海岸保全施設が、既往第 2 位の津波を完全に防ぐ高さで整備されることから、最大クラスの津波が襲来した場合には防ぐことができない。想定される浸水区域内で一定程度の浸水が想定される地域を災害危険区域及び移転促進区域に指定し、浸水区域外への集団移転を実施し、住民の生命の安全の確保を図る。</p> <p>【事業概要】防潮堤 T. P+10.4m による津波防御とともに最大規模津波に対し内陸部非浸水地域に住宅を移転させ、津波被害を防止し、沿岸部は公園として整備する。</p>				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
東日本大震災及び津波 (津軽石川左岸浸水面積 21ha、最大浸水深 11.7m) により 207 戸が被災し、(全壊・流失率 54%) の甚大な被害を受け、宮古市津軽石出張所、農業協同組合津軽石支所、岩手県漁連宮古支所、津軽石郵便局、津軽石鮭繁殖保護組合、法ノ脇公民館、津軽石公民館、JR 山田線津軽石駅及び線路等の公共施設が被災した。				
関連する災害復旧事業の概要				
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。				
関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
直接交付先				
基幹事業との関連性				

(様式1-3①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（宮古市（町村）交付分）個票

平成24年3月時点

※本様式は1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	32	事業名	赤前上地区防災集団移転促進事業		
事業番号	D-23-5		事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成24年度～平成27年度		総交付対象事業費	2,786,400（千円）	

事業概要

■事業概要

今後、整備される海岸保全施設が、既往第2位の津波を完全に防ぐ高さで整備されることから、最大クラスの津波が襲来した場合には防ぐことができない。想定される浸水区域内で一定程度の浸水が想定される地域を災害危険区域及び移転促進区域に指定し、浸水区域外への集団移転を実施し、住民の生命の安全の確保を図る。

■震災復興計画による位置づけ

「中心地域以外の地域については、海岸保全施設の新たな整備と必要に応じ嵩上げを促進するとともに、背後地の高台を活用するなど、安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を進めます。」

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

本地区を含む津軽石地区は今回の震災で約44%が全壊、本地区は集落以外に工業関連企業が集積していたが、5m前後の津波により低地部の建築物は壊滅的な被害を受けた。

地区	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計
宮古地区	722	647	118	1,262	247	2,996
楯ヶ崎地区	646	136		33		815
崎山地区	148	24		17	6	195
花輪地区						0
津軽石地区	426	136	57	287	56	962
重茂地区	118	4	1	11	2	136
田老地区	1,609	59		150	12	1,830
計	3,669	1,006	176	1,760	323	6,934

資料：震災復興計画

関連する災害復旧事業の概要

なし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

--



(様式1-3①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（宮古市（町村）交付分）個票

平成24年3月時点

※本様式は1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	33	事業名	赤前下地区防災集団移転促進事業		
事業番号	D-23-6		事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成24年度～平成27年度		総交付対象事業費	2,981,900（千円）	

事業概要

■事業概要

今後、整備される海岸保全施設が、既往第2位の津波を完全に防ぐ高さで整備されることから、最大クラスの津波が襲来した場合には防ぐことができない。想定される浸水区域内で一定程度の浸水が想定される地域を災害危険区域及び移転促進区域に指定し、浸水区域外への集団移転を実施し、住民の生命の安全の確保を図る。

■震災復興計画による位置づけ

「中心地域以外の地域については、海岸保全施設の新たな整備と必要に応じ嵩上げを促進するとともに、背後地の高台を活用するなど、安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を進めます。」

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

本地区を含む津軽石地区は今回の震災で約44%が全壊、本地区は集落以外に工業関連企業が集積していたが、5m前後の津波により低地部の建築物は壊滅的な被害を受けた。

地区	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計
宮古地区	722	647	118	1,262	247	2,996
鍛ヶ崎地区	646	136		33		815
崎山地区	148	24		17	6	195
花輪地区						0
津軽石地区	426	136	57	287	56	962
重茂地区	118	4	1	11	2	136
田老地区	1,609	59		150	12	1,830
計	3,669	1,006	176	1,760	323	6,934

資料：震災復興計画

関連する災害復旧事業の概要

なし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	34	事業名	釜ヶ沢地区防災集団移転促進事業		
事業番号	D-23-7		事業実施主体	宮古市	
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度		総交付対象事業費	1,902,500 (千円)	

事業概要

■事業概要

今後、整備される海岸保全施設が、既往第 2 位の津波を完全に防ぐ高さで整備されることから、最大クラスの津波が襲来した場合には防ぐことができない。想定される浸水区域内で一定程度の浸水が想定される地域を災害危険区域及び移転促進区域に指定し、浸水区域外への集団移転を実施し、住民の生命の安全の確保を図る。

■震災復興計画による位置づけ

「中心地域以外の地域については、海岸保全施設の新たな整備と必要に応じ嵩上げを促進するとともに、背後地の高台を活用するなど、安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を進めます。」

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

本地区を含む津軽石地区は今回の震災で約44%が全壊、本地区は集落以外に工業関連企業が集積していたが、5m前後の津波により低地部の建築物は壊滅的な被害を受けた。

地区	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計
宮古地区	722	647	118	1,262	247	2,996
鍛ヶ崎地区	646	136		33		815
崎山地区	148	24		17	6	195
花輪地区						0
津軽石地区	426	136	57	287	56	962
重茂地区	118	4	1	11	2	136
田老地区	1,609	59		150	12	1,830
計	3,669	1,006	176	1,760	323	6,934

資料：震災復興計画

関連する災害復旧事業の概要

なし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

--

(様式1-3①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（宮古市（町村）交付分）個票

平成24年3月時点

※本様式は1-2①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	35	事業名	駒形通地区防災集団移転促進事業		
事業番号	D-23-8	事業実施主体	宮古市		
交付期間	平成24年度～平成27年度	総交付対象事業費	2,553,600（千円）		

事業概要

■事業概要

今後、整備される海岸保全施設が、既往第2位の津波を完全に防ぐ高さで整備されることから、最大クラスの津波が襲来した場合には防ぐことができない。想定される浸水区域内で一定程度の浸水が想定される地域を災害危険区域及び移転促進区域に指定し、浸水区域外への集団移転を実施し、住民の生命の安全の確保を図る。

■震災復興計画による位置づけ

「中心地域以外の地域については、海岸保全施設の新たな整備と必要に応じ嵩上げを促進するとともに、背後地の高台を活用するなど、安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を進めます。」

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

本地区を含む津軽石地区は今回の震災で約44%が全壊、本地区は集落以外に工業関連企業が集積していたが、5m前後の津波により低地部の建築物は壊滅的な被害を受けた。

地区	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計
宮古地区	722	647	118	1,262	247	2,996
楯ヶ崎地区	646	136		33		815
崎山地区	148	24		17	6	195
花輪地区						0
津軽石地区	426	136	57	287	56	962
重茂地区	118	4	1	11	2	136
田老地区	1,609	59		150	12	1,830
計	3,669	1,006	176	1,760	323	6,934

資料：震災復興計画

関連する災害復旧事業の概要

なし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3 ①)

宮古市復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (宮古市 (町村) 交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	36	事業名	浄化槽整備事業 (市町村設置型)
事業番号	E-1-1	事業実施主体	市
交付期間	平成 24 年度～平成 27 年度	総交付対象事業費	189,000 (千円)
事業概要			
<p>津波により著しい被災を受けた公共下水道等の区域外で、摂待、重茂北部、女遊戸、中ノ浜、宿、日出島、赤前、掘内、白浜、音部、重茂里、及び川代地区の 12 地区について合計 180 戸が高台移転または、浸水区域内の従前の土地に (嵩上げ含む) に再建するために、市設置型の低炭素社会対応型浄化槽を計画的に設置することで、人と水と地球に優しい地域づくり・まちづくりを推進するための汚水処理を効率的かつ効果的に行うものである。</p>			
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください			
東日本大震災の被害との関係			
<p>東日本大震災において、高さ 5 メートルを超す津波が到来した沿岸部の上記 12 地区で多くの家屋が全壊・流失等したために高台に移転するか従前の土地に嵩上げ等することにより、新しく生活の基盤を確保するために必要となる復興地域づくりのために行う事業である。</p>			
関連する災害復旧事業の概要			
なし。			
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。			
関連する基幹事業			
事業番号			
事業名			
直接交付先			
基幹事業との関連性			